

瑞穂市公私連携保育法人募集要項

1 趣旨

この要項は、生津小学校区において新たに保育施設を誘致し、令和9年4月1日から開設するにあたり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園を市の指定する土地に新たに設置し、市との連携の下に保育及び子育て支援事業の運営を継続的かつ安定的に行うことができる同項の公私連携保育法人の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 法人の要件

現に保育所等（小規模保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園を含む）を運営している社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社（以下「保育法人」という。）、並びに運営しようとする保育法人

3 保育法人の組織

- (1) 公私連携型保育所又は公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）を運営するために必要な経済的基礎があること
- (2) 公私連携型保育所等の経営担当役員が社会的信望を有すること
- (3) 公私連携型保育所等の実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
- (4) 児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと
- (5) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

4 保育法人の経済基盤

- (1) 運用財産として公私連携型保育所等の年間運営費の12分の1以上の現金又は預金を有していること
- (2) 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外を含む当該事業

の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと

5 法令の遵守

公私連携型保育所等の運営にあたっては、関係法令及び市条例を遵守すること。

※設置・運営主体は保育法人となり、瑞穂市は保育法人と連携し、土地や建物等の設置の支援を行いつつ、運営にも関与する形態です。保育法人は、岐阜県知事の認可に代わり、瑞穂市を経由した上で岐阜県知事に届け出ることにより公私連携保育法人となり、公私連携型保育所等を設置することができる。（瑞穂市の公私連携法人の指定及び瑞穂市との協定の締結を要する。）

6 募集を行う土地の要件

(1) 土地概要

ア 所在地 瑞穂市馬場上光町2丁目107番地の一部
(馬場公園内)

イ 面積 約2,000㎡

ウ 用途地域等

- ・用地地域：第1種低層住居専用地域
- ・建ぺい率：50%
- ・容積率：80%
- ・接道条件：西側市道

(2) 土地条件（都市公園の占用の許可）

- ・馬場公園は、市が所有する都市公園であることから、保育法人は市に占用許可及び占用料の免除申請等の手続きを行うものとする。
- ・都市公園内のため、施設の整備等を行う場合は、関係各課と協議し、法令や制限等に適切に対応すること。
- ・保育施設の整備・運営にあたり、公園管理者や関係各課の指示に従い、近隣住民等の意見や要望に対して誠実に対応すること。
- ・公園利用者の安全確保及び近隣の交通安全対策を行うこと。
- ・当該土地内に、送迎用駐車場及び駐輪場を設けること。設置にあつ

ては、保育所定員や周辺の道路交通状況等を考慮し、安全に十分配慮した台数とすること。

- ・建物の外観は公園施設や周辺施設と調和するものとするに努めること。
- ・建物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内緑化に取り組むこと。
- ・地域貢献・維持管理活動（公園内の清掃や花壇整備など）に積極的に取り組むこと。
- ・計画内容については、地域住民に対して十分に説明を行うこと。また、工事中の安全対策等についても周知するとともに、次の事項について公園管理者や関係各者の指示に従うこと。
 - 公園利用者の安全な動線の確保と交通安全対策
 - 工事車両の搬出入経路
 - 工事騒音や振動
- ・公園施設等を破損した場合には、保育法人の費用負担により現状回復すること。
- ・電気等のインフラは、事業者が各企業と調整のうえ、引込工事を行うこと。
- ・地下埋設物や地中障害物が発見された場合は、公園管理者と協議のうえ、調査・撤去等を保育法人の費用負担により行うこと。
- ・当該土地と公園区域との境界に柵等を設けるなど安全対策を講じること。
- ・保育法人が建築した建物について、自己名義のみで所有権の登記をすることは妨げないが、第三者に転貸・転売・譲渡等名目の如何に関わらず、所有権を移転することはできないものとする。また、抵当権、根抵当権等名目の如何に関わらず、担保権を設定することはできないものとする。
- ・運営にあたり、占用許可区域外を無断で占用使用することはできないものとする（但し、一般利用者として使用することは差し支えない）。

（3） 占用の期間

- ・都市公園法施行令第14条第1号の規定により、都市公園の占用の期間は最長10年を超えない範囲とする。なお、この期間は更新することを妨げないが、その場合においても、同様に10年を超えることができない。

7 保育事業等の開始予定年月日
令和9年4月1日からとする。

8 財産の取り扱い等

(1) 土地

市が指定する公私連携型保育所等を建設する土地について、児童福祉法第56条の8第2項第4号の規定に基づく期間内は無償による占用を前提とする。

(2) 消耗品等

消耗品は、保育法人が用意する。

公私連携型保育所等は、民設民営の施設となるため、施設型給付費（公定価格）が支給されるので、建築工事及び他機関への申請・施設の維持・修繕等についても公私連携保育法人の費用で行うこと

9 保育事業等

(1) 瑞穂市の子ども・子育て支援行政を理解し、市民の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の地域子育て支援事業等を実施すること

ア：0歳児から5歳児までの保育を実施し、認可定員は100名（満3歳未満児30名程度、満3歳以上児70名程度）規模

イ：早朝保育（午前7時30分から）・延長保育（午後7時まで）

ウ：土曜日の全日保育

エ：一時預かり事業（「公私連携保育所型認定こども園」とする場合は、一般型及び幼稚園型）

オ：地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するとともに、継続的に年齢を問わず多くの世代との交流を図り、伝統文化や習慣・行事の実施等、地域と触れ合う機会を持つことのできる運営を行うこと

カ：災害時における避難所に係る事業

キ：自園調理

(2) 定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表すること

(3) 職員の配置は、次によること

ア：公私連携型保育所等の施設長は、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職として3年以上の勤務実績を有すること

イ：保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者が概ね3分の1以上含まれていること

10 募集等

(1) 募集期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで

※「瑞穂市公私連携保育法人指定申請書」及び添付書類一式を瑞穂市教育委員会幼児教育課（電話058-327-2147、〒501-0392岐阜県瑞穂市宮田300番地2）まで提出すること

※土・日・祝日を除く平日 午前9時～午後5時

※本要項に質問がある場合は、別紙「質問票」により令和7年1月15日（水）午後5時までに、幼児教育課へ提出すること。回答は市公式ホームページ上で行います。

(2) 現地見学（特段の期間の定め無し）

直接現地を訪れ、公園利用者等の妨げにならないよう見学すること。

(3) 保育法人の審査等

ア：書類審査

幼児教育課において、応募条件の適否等について書類審査を行います。書類審査により、保育法人の現況が2、3及び4の要件を満たしていない場合は、プレゼンテーション審査に付さないこととし、その旨を当該保育法人に対し通知する。

このほか、瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会（以下「委員会」という。）より追加で審査書類の提出を求める場合があります。

イ：プレゼンテーション審査

審査の方法：保育法人によるプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を「瑞穂市公私連携保育所等選定基準」に基づき審査する。

審査の時期：3月上旬に実施する。（応募保育法人に後日連絡）

審査機関：委員会にて審査する。

※プレゼン時間は20分程度を想定しています。詳細については後日、文書により通知する。説明者は2人以内とすること。

審査結果：文書により通知するとともに市公式ホームページにて公表する。

※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じません。

ウ：その他

「瑞穂市公私連携保育所等選定基準」の評価項目の説明を全て行っていただきます。説明後に質疑応答の時間を設けます。

パワーポイントを使用してのプレゼンで液晶プロジェクター、スクリーン等が必要となる場合には、事前に幼児教育課と打ち合わせをしてください。

プレゼン資料については、プレゼンの5日前までに委員会委員へ配布する予定のため、事前提出となります。

1.1 公私連携保育法人予定者

前記10（3）イ：プレゼンで第1順位と選定された保育法人は、再度、市と細部まで協議を行い、協議成立後に、仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となります。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、第2順位の保育法人と協議を行います。

※プレゼンの内容は、仮協定締結事項の前提となりますが決定ではありません。瑞穂市の意向等により、変更となる場合があります。

<（仮）協定締結事項>

①協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地

②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項

③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

④協定の有効期間

⑤協定に違反した場合の措置（改善計画等）

⑥その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項

1 2 公私連携保育法人の指定（令和 8 年度中を予定）

公私連携保育法人は、土地の無償による占用、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、正式な協定を締結し、その後に公私連携保育法人として指定する。

公私連携保育法人は、令和 9 年 4 月 1 日からの公私連携型保育所等運営開始までに定款の変更、各種必要な県への届出などを適正に処理すること。

1 3 協定の有効期間、協定の特約事項

（1）協定期間

当初の協定期間は 10 年とする。

その後の協定期間については、協議の上決定する。

（運営上の支障がない限り、引き続き継続していくことを前提）

（2）協定に違反した場合は、市の指導に従うこと

1 4 公立保育施設との連携

公私連携保育法人は、公立保育施設の教育・保育の内容及び運營業務との連携を図るため、令和 7 年度を協議期間とし、令和 8 年度は公立保育施設の行事等に参加して連携を図るものとする。

1 5 その他

この要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議する。

公私連携型保育所等選定基準

	区分	審査・評価項目
法人運営	法人の概要	①法人概要、沿革、保育所運営経験 ②理念、応募の動機・理由
	法人の経営状況	①法人の経営状況、将来性 ②法人の第三者評価についての考え方
保育所等の組織・体制	全体計画	①基本理念、保育所の種類、定員等 ②教育・保育方針 ③開園日・開園時間 ④組織計画
	収支計画	①収支予算計画 ②保育料以外の費用徴収
	保育士等の配置	①保育士等配置、人材育成の考え方（人数、経験年数等）
	安全対策・危機管理体制	①安全対策・危機管理体制
教育・保育等の提供内容	教育・保育内容	①教育・保育計画の概要
	支援を必要とする子どもへの対応	①障がいのある子どもへの配慮及びその保護者への対応 ②アレルギー症状のある子どもへの配慮及びその保護者への対応 ③虐待の疑いにより支援が必要な子どもへの配慮及びその保護者への対応 ④その他支援を要する子どもへの配慮及びその保護者への対応
	給食	①給食提供の方法 ②食育計画
	子育て支援	①地域の子育て支援 ②地域との連携・交流
	公私連携型保育所等として配慮する点	①保護者との連携 ②小学校との接続 ③特色ある取り組みや提案 ④施設整備計画
公園内保育所	都市公園の魅力の向上・機能の増進	①建物や敷地内の緑化 ②都市公園の機能の増進 ③地域貢献・維持管理活動

(参考)

市内公立保育所の現状

入園児	10か月から5歳児（一部3歳以上児のみ）
基本保育時間	8時00分～16時00分
開設時間 （最大）	7時30分～19時00分 ※延長保育（18時30分～19時）
保育日	月曜日～金曜日・土曜日（但し8時～12時）
休業日	日曜日・祝日・振替休日・年始年末（12月29日～1月3日）
諸費用 (R7.4.1～)	保険料負担金 260円/年額 主食代（3歳以上児） 1,010円程度/月 副食代（〃 通常） 4,950円程度/月 〃（〃 17時以降利用有り） 6,050円程度/月 保護者会費 100円程度/月 保育用品代 スモック（3歳以上児のみ） 3,800円程度 カラー帽子 900円程度

○生津小学校区未就学児の推移

※各年4月末日基準

（単位：人）

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
5歳	69	56	58	67	55	52
4歳	59	56	72	57	49	52
3歳	60	69	55	50	58	42
2歳	70	52	53	64	43	56
1歳	58	55	64	49	58	49
0歳	60	71	48	62	54	41
合計	376	359	350	349	317	292

○新設保育所の地番・面積等

所在	地番	地目	面積
瑞穂市馬場上光町2丁目	107の一部	公園	約2,000㎡

位置図

